

問合せ先
海上保安庁第四管区海上保安本部
警備救難部刑事課長 山根 敏男（内線 3170）
TEL052-661-1611

平成26年1月23日



平成25年の海上犯罪の状況（速報）

平成25年の第四管区海上保安本部管内における海上犯罪の送致件数は474件で前年より14件増加しました。

最も送致件数が多かったのは、漁業関係法令違反の247件で、件数全体の52%を占めており、主な違反内容は、遊漁者の漁具漁法制限違反（「じょれん」による貝類採捕）でした。

送致合計	474件
------	------

刑法犯	海事関係法令違反	漁業関係法令違反	海上環境関係法令違反	出入国関係法令違反	薬物・銃器関係法令違反	その他法令違反
43	148	247	27	5	1	3

罪種別	失火	業務上過失往來危険	傷害	業務上過失致死傷	窃盗
送致件数	2	26	1	12	2

関係法令名	船舶法	船舶安全法関係	船員法	船舶職員及び小型船舶操縦者法	港則法
送致件数	23	70	37	16	2

違反事項	漁業権侵害	無許可操業	操業制限違反	許可の内容違反	許可の制限条件違反	水産動植物の採捕所持販売	その他
送致件数	67	2	3	39	12	7	114

関係法令名	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	水質汚濁防止法	港則法
送致件数	14	10	1	2

1 内訳

刑法犯 43件（前年39件：+4件）

1位 業務上過失往來危険（船舶の衝突、乗揚げ等による海難）

23件（前年27件：▲4件）

2位 業務上過失致死傷（船舶の衝突、船上作業等による死亡、負傷）

12件（前年11件：+1件）

海事関係法令違反

1位 船舶安全法違反（無検査航行等）

70 件（前年 88 件：▲18 件）

2 位 船員法違反（雇入契約の公認の不申請等）

37 件（前年 6 件：+31 件）

【参考】

平成 24 年の 2 位は、

船舶職員及び小型船舶操縦者法違反（資格外業務従事等）

36 件（平成 25 年 16 件：▲20 件）

漁業関係法令違反

1 位 その他漁業関係法令違反（遊漁者等の漁具、漁法制限違反等）

114 件（前年 101 件：+13 件）

2 位 漁業権侵害（遊漁者等の漁具漁法制限違反、小型機船底引き網漁業の許可内容違反等と併合されている）

47 件（前年 57 件：▲10 件）

海上環境関係法令違反

1 位 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（油の不法排出、船舶の違法投棄）

14 件（前年 17 件：▲3 件）

2 位 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（廃棄物の不法投棄）

10 件（前年 15 件：▲5 件）

2 傾向

過去 5 年の送致件数の推移を見ると、平成 21 年：545 件、平成 22 年：545 件、平成 23 年：550 件、平成 24 年：460 件、平成 25 年：474 件と、微増から減少に転じています。

主たる原因は海事関係法令違反のほか、遊漁者等の漁具漁法制限違反（「じょれん」使用による貝類の採捕）の減少によるものですが、特に後者にあつては、取締りの効果が出てきたものと考えられます。

3 対応

海事関係法令違反及び漁業関係法令違反は、減少傾向にあるものの、漁船やプレジャーボートの無検査航行や遊漁者の漁具漁法制限違反は依然として認められ、また、廃船の投棄や廃棄物の不法投棄事案は、例年、ほぼ同じ水準で推移している状況です。当管区では、海上における秩序の維持のため、関係機関と連携しつつ、法令遵守に向けた指導及び取締りに取り組んでまいります。